



400-8587  
山梨県甲府市  
蓬沢8丁目8番8号

0000001

令和7年1月29日通知

## 山梨県後期高齢者医療広域連合

山梨県甲府市蓬沢一丁目15番35号 山梨県自治会館2階  
TEL 055-236-5671 FAX 055-235-6373

後期 太郎 様



郵便区内特別

〇〇市

市民課高齢者医療担当  
〒400-8587  
山梨県甲府市蓬沢1-15-35  
TEL 0552-36-5671

この通知は、令和7年1月10日時点の  
情報を基に作成しています。

※お問い合わせは、山梨県後期高齢者医療広域連合  
または、市町村担当窓口へご連絡ください。

## 後期高齢者医療に係る医療費のお知らせ

後期 太郎 様の医療費は、以下のとおりです。

被保険者番号 01234567

記載期間 令和5年12月～令和6年11月診療分

令和6年1月分～令和6年11月分の⑦自己負担額と  
食事療養・生活療養⑩自己負担額の合計額

15,944円

医療費控除の申告に使用するにはこちらの欄を参考にしていただき、手続きの方法につき  
ましては、最寄りの税務署にお問い合わせください。また、裏面の説明を必ずご確認ください。

① 受診年月	② 医療機関等名称	③ 診療区分	④ 日数	⑤ 費用額	⑥広域連合・国等 が負担した金額	⑦ 自己負担額	食事療養・生活療養			⑪
							⑧回数	⑨費用額	⑩自己負担額	
5年12月	山梨病院	医科入院	6	215,980	215,490	490	17	9,755	3,750	
5年12月	山梨調剤薬局	調剤	1	3,860	3,474	386				
6年1月	山梨病院	医科外来	1	4,900	4,410	490				
6年1月	山梨調剤薬局	調剤	1	4,010	3,609	401				
6年3月	山梨病院	医科外来	2	9,140	8,226	914				
6年3月	山梨調剤薬局	調剤	2	8,020	7,218	802				
6年4月	山梨病院	医科外来	1	4,950	4,455	495				
6年4月	山梨調剤薬局	調剤	1	4,120	3,708	412				
6年5月	山梨病院	医科外来	2	16,750	15,819	931				
6年5月	山梨歯科病院	歯科外来	1	2,080	1,872	208				
6年5月	山梨調剤薬局	調剤	1	4,120	3,708	412				
6年6月	山梨病院	医科外来	1	4,950	4,455	495				
6年6月	山梨調剤薬局	調剤	1	4,120	3,708	412				
6年7月	山梨病院	医科外来	1	4,950	4,455	495				
6年7月	山梨調剤薬局	調剤	1	4,120	3,708	412				
6年8月	山梨病院	医科外来	1	4,950	4,455	495				
6年8月	山梨調剤薬局	調剤	1	4,120	3,708	412				
6年8月	山梨調剤薬局	調剤	1	4,010	3,609	401				
6年8月	山梨病院	医科外来	2	9,140	8,226	914				
6年9月	山梨調剤薬局	調剤	2	8,020	7,218	802				
6年9月	山梨病院	医科外来	1	4,950	4,455	495				
6年9月	山梨調剤薬局	調剤	1	4,120	3,708	412				
6年10月	山梨病院	医科外来	2	16,750	15,819	931				
6年10月	山梨歯科病院	歯科外来	1	2,080	1,872	208				
6年10月	山梨調剤薬局	調剤	1	4,120	3,708	412				
6年10月	山梨病院	医科外来	1	4,950	4,455	495				
6年11月	山梨調剤薬局	調剤	1	4,120	3,708	412				
6年11月	山梨病院	医科外来	1	4,950	4,455	495				
6年11月	山梨調剤薬局	調剤	1	4,120	3,708	412				
6年11月	山梨病院	医科外来	1	4,950	4,455	495				

※ 記載内容の説明や見方は、裏面をご覧ください。

※ 令和6年12月診療分の医療費はこのお知らせには記載されません。

確定申告などで医療費控除の申告をされる場合は、このお知らせと併せて、令和6年12月診療分の  
領収書等を基に、申告してください。【2枚中1枚目】



後期 太郎 様の医療費は、下記のとおりです。

記載期間 令和 5 年 12 月 ~ 令和 6 年 11 月 診療分

被保険者番号 01234567

① 受診年月	② 医療機関等名称	③ 診療区分	④ 日数	⑤ 費用額	⑥ 広域連合・国等 が負担した金額	⑦ 自己負担額	⑧ 食事療養・生活療養			⑪
							⑧ 回数	⑨ 費用額	⑩ 自己負担額	
6年11月	山梨調剤薬局	調剤	1	4,120	3,708	412				
6年11月	山梨病院	医科外来	1	4,900	4,410	490				
6年11月	山梨調剤薬局	調剤	1	3,720	3,348	372				

※ 記載内容の説明や見方は、裏面をご覧ください。

※ 令和6年12月診療分の医療費はこのお知らせには記載されません。

確定申告などで医療費控除の申告をされる場合は、このお知らせと併せて、令和6年12月診療分の領収書等を基に、申告してください。【 2 枚中 2 枚目】

## 医療費のお知らせについて

- このお知らせは、後期高齢者医療制度を利用した医療費等のお知らせです。受診状況や費用等の確認にお役立てください。医療機関などからの請求遅れ等があったときは、このお知らせに記載されないことがあります。
- このお知らせは、医療機関等からの診療報酬明細書（請求書）に基づいて記載しています。
- 医療機関等からの請求書について、審査・支払を委託する第三者機関への提出が遅延したり、請求内容を第三者機関で審査中である場合などには、このお知らせに医療費の一部が反映されない場合があります。
- 傷病名、薬剤名等の診療内容については、お答えいたしかねます。ご了承ください。

## 医療費のお知らせの見方

記載例	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	食事療養・生活療養		⑪
	受診年月	医療機関等名称	診療区分	日数	費用額	⑥広域連合・国等が負担した金額	自己負担額	⑧回数	⑨費用額	
□□年×月	○×病院	医科外来	1	1,230	1,107	123				*
□□年×月	○×病院	医科入院	2	12,340	11,106	1,234	2	1,234	320	

①医療機関等で診療等を受けた年月。

②診療等を受けた医療機関等の名称。

対象の期間に新設、移転または名称変更された医療機関や、山梨県外に所在する医療機関については、都道府県名のみが記載されています。また、はり・きゅう・あん摩マッサージ・接骨院・整骨院等については、医療機関名ではなく施術師氏名が記載される場合があります。医療機関名が長い場合は、名称の一部が記載されています。

プライバシー保護のため、医療機関名は表示されないことがあります。また、補装具は一部項目の記載がされません。

③医科外来・医科入院・歯科外来・歯科入院・調剤・訪問看護・柔整（柔道整復師による施術）・療養費（鍼灸やマッサージ等）の区分。

④通院・入院等の日数。

電話等により治療上の意見を求めたものが含まれている場合があります。また、薬局の場合は、薬を調剤された回数に記載されています。

⑤その月における医療費の総額。

「費用額」には、次の医療保険外費用を含みません。

(1)薬の容器代 (2)往診時の車代 (3)健康診断料 (4)診断書料 (5)入院時室料差額 (6)歯科保険外診療 (7)後発医薬品(ジェネリック医薬品)があるお薬で先発医薬品を希望された場合にかかる特別の料金 等

⑥広域連合が負担した額及び国等が負担した額。(市町村が実施する医療費助成(福祉医療費)等は含みません)

⑦「⑤費用額」から、「⑥広域連合・国等が負担した額」を差し引いた額。

金額は1円単位で表示されますが、実際に医療機関等の窓口等で支払われた金額は、10円未満を四捨五入した金額となります。(1円単位で表示されている金額を申告手続きに使用しても差し支えありません。)入院または高額な外来診療を受ける際に、減額認定証等を提示したことにより、窓口負担が軽減された場合は、窓口で支払われた金額が表示されています。また、高額療養費及び自治体による医療費助成を受けている場合などにおいては、実際に窓口で支払った金額と異なる場合があります。

⑧・⑨・⑩その月における入院中に食事・生活療養を受けた合計の回数、費用額、自己負担額(標準負担額)。

⑪アスタリスク(右端の\*の表示)のあるものは、審査支払機関において減額査定が行われたものです。

◎1枚目の表面右上の【令和6年1月分～令和6年11月分の⑦と⑩の合計額】

このお知らせには令和5年12月診療や、医療機関からの請求遅れ等があったときは、さらに以前の診療も記載されていますが、この合計額には含まれません。

## 医療費控除の申告手続きについて

- このお知らせは、医療費控除の申告手続きで医療費の明細書として使用できます。なお、医療費控除の対象となる支出で、このお知らせに記載されていないものがある場合には、未記載の診療等に係る領収書を基に、「医療費控除の明細書」を作成し、その明細書を申告書に添付してください(この場合、未記載の診療等に係る領収書は、確定申告期限から5年間保存する必要があります)。
- このお知らせに記載している自己負担額と実際にご自身が負担された金額が異なる場合(地方公共団体が実施する医療費助成、療養費または高額療養費等がある場合など)があります。これらの場合には、例えば自己負担額に記載された金額から助成額を差し引くなど、ご自身で金額を訂正の上、申告していただく必要があります。
- 申告に関すること(医療費控除を含む)または上記1・2の手続きの方法につきましては、最寄りの税務署にお問い合わせください。

令和6年12月診療分の医療費については、1年後に発行される次回の医療費のお知らせに記載されます。

確定申告などで医療費控除の申告をされる場合は、このお知らせと併せて、令和6年12月診療分の領収書などを基に、申告してください。